重要事項説明書

（あおいケア訪問看護ステーション）

利用者:　　様

1　事業者概要

事業者名称	株式会社フロリア
主たる事務所の所在地	岐阜市須賀 2 丁目 2 番 27 号メゾンスガ 103 号室
代表者名	代表取締役　松原　嘉幸
電話番号	058-201-0680

2　事業所概要

事業所名称	あおいケア訪問看護ステーション
指定番号	2170114181
管理者名	佐藤　安紀子
所在地	岐阜市須賀 2 丁目 2 番 27 号メゾンスガ 103 号室
電話番号	058-213-3311
サービスの実施地域	岐阜市、もとす広域連合、羽島市、大垣市、羽島郡、安八郡、一宮市、揖斐郡

3　事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態及び要支援状態、事業対象と認定された利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	２４時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4　職員体制

従業者の職種	資格	スタッフ数
管 理 者	看護師	1 名
看護職員	看護師	常勤換算 2.5 名以上(うち 1 名管理者を兼務)
リハビリテーション専門職	理学療法士	必要に応じた数
	作業療法士	
	言語聴覚士	

5　営業時間

営 業 日	月～金（国民の祝日、5/3～5/5、8/13～8/15、12/30～1/3 を除く）
営業時間	9 時から 18 時
サービス提供時間	利用者希望、必要性に応じて 24 時間 365 日サービス提供を行う リハビリテーション専門職は国民の祝日もサービス提供を行う

6　サービス内容

看護介護行為	バイタルチェック、身体の保清、療養指導　等
医療的処置行為	創傷及び褥瘡処置、人工肛門や人工膀胱管理ケア、在宅酸素療法管理ケア、在宅人工呼吸器管理ケア、喀痰吸引管理、点滴、排せつ管理　等
リハビリ援助行為	拘縮予防、筋力強化、歩行訓練　等
介護者援助行為	介護の方法指導、室内環境整備の助言、介護者の健康相談　等

7　利用料金

A.介護保険　※計算過程で四捨五入及び切捨てがあるため、利用回数次第で数円の誤差が生じます。

職種	所要時間	訪問看護			介護予防訪問看護		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師	20 分未満	328 円	655 円	982 円	316 円	632 円	948 円
	30 分未満	491 円	982 円	1,473 円	470 円	940 円	1,410 円
	60 分未満	858 円	1,715 円	2,573 円	828 円	1,655 円	2,482 円
	90 分未満	1,176 円	2,351 円	3,526 円	1,136 円	2,272 円	3,408 円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20 分	307 円	613 円	919 円	296 円	592 円	888 円
	40 分	613 円	1,226 円	1,838 円	592 円	1,184 円	1,776 円

※早朝・夜間（6 時～8 時・18 時～22 時）の料金は上記の額の 25%増、深夜（22 時～6 時）の料金は 50%増になります。（緊急時訪問の場合は 2 回目以降）

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○加算料金について

項目		内容	料金		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算	I	新規利用者に訪問看護計画を作成し、初回の訪問看護を行った月に算定します。	313 円	626 円	938 円
	II	病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の問看護を行った月に算定します。	365 円	730 円	1,095 円
緊急時訪問看護加算		利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して 1 ヶ月に 1 回算定します。	599 円	1,197 円	1,795 円
長時間訪問看護加算		訪問時間が 1 時間 30 分を超える場合に算定します。	313 円	626 円	938 円
退院時共同指導加算		入院中に主治医等と連携して必要な	626 円	1,251 円	1,876 円

	指導を行った場合、初回の訪問看護を行った月に算定します。初回加算を算定する場合は算定しません。				
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を要する利用者に、計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定します。		521円	1,042円	1,563円
特別管理加算Ⅱ			261円	521円	782円
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日ターミナルケアを行った場合、死亡月に算定します。		2,084円	4,168円	6,252円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に支援を行った場合に算定します。		261円	521円	782円
複数名訪問加算（Ⅰ）	２人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合に算定します。	30分未満	265円	530円	794円
		30分以上	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定します。	30分未満	210円	419円	629円
		30分以上	331円	661円	991円

B.医療保険
下記の①～③までの合計額×負担割合（1～3割）がご利用料金です。

①訪問看護基本療養費

資格	週3日目まで	週4日目以降
看護師	5,550円/日	6,550円/日
理学療法士等	5,550円/日	

※起算日は日曜日となり、1日2回訪問しても1日とカウントします。

②訪問看護管理療養費
初日：7,670円　2日目以降　3,000円

③加算料金について

項目	内容	料金
難病等複数回訪問加算	難病等利用者に対し、1日2回訪問を行った場合に算定します。	4,500円
	難病等利用者に対し、1日3回以上訪問を行った場合算定します。	8,000円
24時間対応体制加算	利用者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定します。	6,520円

在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で 2 回以上文書等により情報共有をし、その共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、1ヶ月に1回算定します。	3,000 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	病状の急変や治療方針の変更があった場合に、カンファレンスを行い、共有した情報を踏まえて利用者またはその家族に対して療養上必要な指導を行った場合に、1ヶ月に2回に限り算定します。	2,000 円
緊急訪問看護加算	利用者（家族）からの緊急の求めに応じ、主治医から指示を受けた上で計画外の訪問看護を行った場合に算定します。	2,650 円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18～22 時）早朝（6～8 時）に訪問した場合に算定します。	2,100 円
深夜訪問看護加算	深夜（22 時～6 時）に訪問した場合に算定します。	4,200 円
特別管理加算	特別な管理を要する利用者に、計画的な管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定します。利用者の状態により料金が変わります。	5,000 円 2,500 円
長時間訪問看護加算	訪問時間が1時間30分を超える場合に算定します。	5,200 円
複数名訪問看護加算	看護師等が同行した場合、週1回を上限として算定します。	4,500 円
	准看護師が同行した場合、週1回を上限として算定します。	3,800 円
退院時共同指導加算	入院先の医師や看護師と共同で退院後指導を行い、初回の訪問看護を行った月に算定します。	8,000 円
退院支援指導加算	退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合に算定します。	6,000 円
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日ターミナルケアを行った場合、死亡月に算定します。	25,000 円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に支援を行った場合に算定します。	2,500 円
訪問看護情報提供療養費	訪問看護ステーションから市町村、学校、医療機関などに情報提供を行った場合、1ヶ月に1回算定します。	1,500 円

C．その他の料金

項目	内容	料金
有料駐車場代	訪問時に有料駐車場を使用することになった場合、実費をいただきます。	実費
物品・材料費	日常生活用品、材料費等は実費をいただきます。	実費
エンゼルケア	希望により死後の処置を行った場合はお清め料と衛	1回　15,000 円

	生物品材料費をいただきます。		
長時間利用料	訪問時間が 90 分を超えた場合に加算します。※長時間訪問看護加算を算定した場合は徴収しません。	30 分毎　4,000 円	
キャンセル料	様態急変等の緊急時、やむを得ない事情がある場合を除き、当日に急なキャンセルをされた場合はキャンセル料をいただきます。	前日連絡	無料
		当日連絡	2,000 円
		現地中止	料金の 100%

※料金の変更

介護保険法令・健康保険法令・その他諸法令に基づいて決められた利用料金は、法令の変更があった場合、改定後の料金（増額又は減額）が適応されます。

○料金の支払方法

利用料金は毎月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金請求書をお届けしますので、月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

(ア)利用者指定口座からの自動振替

(イ)現金支払い

8　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

重要事項説明後に訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始します。居宅サービス計画の作成をケアマネージャーに依頼している場合は、事前にご相談ください。

（2）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに通知いたします。

③ 自動終了となる場合

・ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合
・ 利用者が亡くなられた場合
・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が「自立」と認定された場合

④その他

・入院、入所等により 1 ヶ月以上利用を休止された場合、再開については当事業所の運営状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。
・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない、守秘義務に反した、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金支払いを 2 か月以上遅延し、支払うよう催告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払わない場合はサービスを中止又は終了させていただきます。
・利用者やその家族等が、当事業所やその職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに当社に申告して下さい。治癒するまでサービスの利用はお断りさせて頂きます。
・雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の振替を行う場合がございます。

（3）サービス提供の記録について

① 事業所は、サービスの実施ごとに、提供した内容等を訪問看護記録書に記入します。
② 事業所は、訪問看護記録書を作成することとし、この契約の終了後 5 年間保管します。
③ 利用者は、希望すればいつでも当該利用者に関する訪問看護記録書の複写物の交付を受けることができます。

（4）理学療法士等による訪問について

サービスの内容がリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等のリハビリテーション専門職が訪問看護を提供することがあります。この場合においても、利用者の心身の状態等を評価する観点から初回訪問は原則看護師が行います。また、少なくとも概ね 3 ヶ月に 1 回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとします。

（5）その他留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。

① 看護師等に対するお志やご飲食のおもてなしは、ご遠慮させて頂きます。
② 看護師等は年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。
③ サービス担当者の固定はできず、後に変更する可能性がございます。

9 事故発生時の対応

利用者に対する看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　：　三井住友海上火災保険株式会社
保　険　名　：　訪問看護事業者総合保障制度

10　緊急時の対応方法

　サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	病院又は診療所名	森内科クリニック
	氏名	森　一真　医師
	TEL	058-254-8500
親族 支援者 等	住所	
	氏名	（利用者との関係：　　）
	TEL	

11　苦情申し立て相談窓口

①当事業所相談窓口

名称：あおいケア訪問看護ステーション

所在地：岐阜市須賀 2 丁目 2 番 27 号メゾンスガ 103 号室

電話番号：０５８－２１３－３３１１

相談責任者：松田　佳奈子

対応時間：平日　９：００～１８：００

②外部苦情連絡先

○岐阜市役所福祉部介護保険課

受付時間　　平日　８：４５～１７：３０

所在地　　岐阜県岐阜市司町４０－１

電話番号　　０５８－２６５－４１４１

ファックス　０５８－２６７－６０１５

○国民健康保険団体連合会

受付時間　　平日　９：００～１７：００

所在地　　岐阜市下奈良２－２－１　岐阜県福祉・農業会館内

電話番号　　０５８－２７５－９８２６

ファックス　０５８－２７５－７６３５

当事業所は、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者名　　株式会社フロリア
事業所名　　あおいケア訪問看護ステーション

説明者

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

（署名又は押印）

利用者氏名　　㊞

署名代行者氏名　　㊞